

農薬について学ぼう！



Q子。助手。
いつも前向き。



博士。
マイペース型。



ネコ。
しゃべれる。

Q子：博士～！この前植えた、トマトの葉っぱに白い粉みたいなものがついているのですが、何でしょうか？

博士：それは、うどんこ病じゃな！農薬で治してあげようかの！

Q子：え？？食べ物に薬なんて使っていないですか？

博士：ルールを守って使う分には問題ないから安心するんじゃ。

それに、スーパーに売っている野菜や果物にも農薬が使われているものもあるんじゃぞ。

Q子：そうなんですな！農薬について教えてください！

なぜ農薬は使われるの？

参考：農林水産省HP

博士：農薬は農薬取締法という法律で、「農作物を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる植物調整剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されておるんじゃ。



Q子：何だかよく分かりません、、、

博士：簡単に言えば、野菜などの作物をダメにしてしまう虫や病気から作物を守り、収穫量や品質を保つために使われる薬ということじゃ。下のグラフは、農薬を使わなかった場合に農作物の収穫量の割合を表したものが、りんごやもも等の果物は農薬を使わなかった場合、虫や病気によって、収穫量が大幅に減ってしまうことが分かるの。収穫量が減ることでは何が起るか分かるかの？

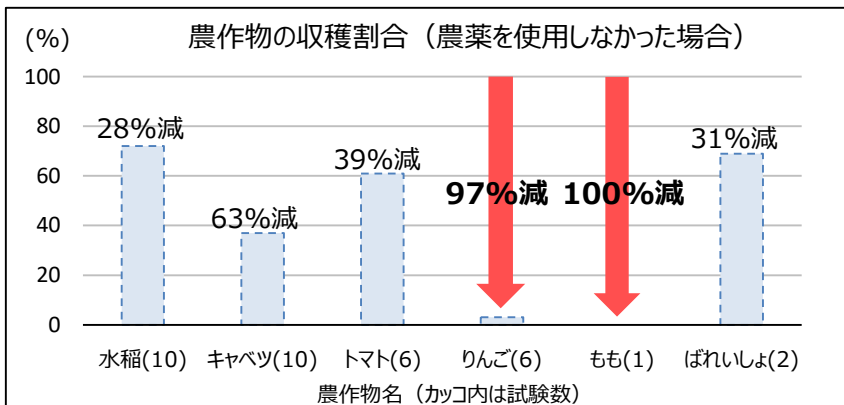
Q子：う～ん。何だろう、、、

博士：大雨などの時もそうじゃが、収穫量が減り商品が品薄になると、価格が高騰してしまうんじゃよ。

一度にたくさんの農作物を効率よく作るためには、農薬は必要ということじゃな。

Q子：実際にどんな農薬が使われるんですか？

博士：次は農薬の種類について説明しよう！



社団法人日本植物防疫協会
 「農薬を使用しないで栽培した場合の病害虫等の被害に関する調査（1993年）」の結果を参照し作成

使用されている農薬の種類

参考：農林水産省HP



博士：下表が日本で使用されている農薬の種類じゃ。

殺虫剤	農作物を加害する害虫を防除する薬剤
殺菌剤	農作物を加害する病気を防除する薬剤
殺虫 殺菌剤	農作物の害虫、病気を同時に防除する薬剤
除草剤	雑草を防除する薬剤
殺そ剤	農作物を加害するノネズミなどを防除する薬剤

植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり、抑制する薬剤
誘引剤	主として害虫をにおいなどで誘き寄せさせる薬剤
展着剤	ほかの農薬と混合して用い、その農薬の付着性を高める薬剤
天敵	農作物を加害する害虫の天敵
微生物剤	微生物を用いて農作物を加害する害虫病気等を防除する剤

Q子：こんなにたくさんの種類があるんですね！

虫を退治する薬もあるから、食べ物に使うのは危険な気がしますが、私たちが食べる時には、農薬は残っていないんですよ？

博士：そうとも言い切れんのじゃな～。次は残留農薬について説明していこう！

残留農薬って何？

博士：農作物に使われた農薬は、収穫までに雨で洗い流されたり、太陽光や水、微生物などで分解されるんじやが、微量に農作物内に農薬が残ってしまうこともあるんじやよ。

それを「残留農薬」といっておるんじや。

Q子：え？？農薬が残っている食べ物を食べても大丈夫なんですか、..

博士：たくさん農作物ができて、人間に害があつてはいかんから、一つ一つの農薬についてどのくらい食べてしまったら、どんな害があつて、どのくらいまでだったら害がないのか、国の食品安全委員会で科学者が集まって専門的に調べるんじやよ。

Q子：そうなんですな！

博士：その調査の結果をもとに、農薬はどれくらいの量をどのように使うかという基準と、農作物ごとに、人に害を与えない残留農薬の量の基準が決められておるんじやな。

Q子：農薬を使う人は、そのルールを守らなきゃいけないのですな！

農薬に関する国の役割

リスク管理（食べても安全なようにルールを決めて、監視する）

リスク評価（どのくらい食べても安全か調べて、決める）

●環境省●

- ・環境動植物への影響評価
- ・水質への影響評価

●厚生労働省●

食品安全委員会の回答を基に

残留基準値の設定

●食品安全委員会●

- ・ADIの設定
- ・ARfDの設定
- 食品健康影響評価



●農林水産省●

- ・使用者への影響評価
- ・使用方法の設定
- 農薬の登録

残留基準値を基に農薬の基準値設定



ADI（許容一日摂取量）とは

一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられる1日当たりの物質の摂取量のことで、

ARfD（急性参照用量）とは

人がその物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される1日当たりの摂取量のことだニャ〜。

岐阜県での残留農薬検査について

博士：岐阜県でも、毎年県内に流通する食品を対象に、国が定めた残留農薬の基準値を超えた食品がないか、検査しておるんじやよ。令和2年度に検査した結果は、下表に示したが、違反品はなかったんじや。

Q子：毎年検査してるんですね！それは安心です。

博士：これまで行った検査の結果については、岐阜県のホームページでも公開されておるぞ〜。



Q子：は〜い！見てみます！

博士：Q子のトマトの病気を治す薬を見に行くとして！

Q子：トマトの病気が治って、早く大きくなるといいな〜♪

検査対象物		食品数	延べ検査項目数	違反数
国内産	野菜・果物	64	13,504	0
	小麦粉・そば粉・とうもろこし	1	211	0
	茶	2	112	0
	玄米	3	633	0
	牛乳	4	16	0
輸入品	野菜・果物	84	17,724	0
	小麦粉	2	422	0
合計		160	32,622	0

食卓の安全・安心ニュースで知りたいテーマがありましたら、メールかFacebookでお寄せください。生活衛生課メール：c11222@pref.gifu.lg.jp Facebookページ「岐阜県食品安全推進室」

最後までお読みいただきありがとうございます。ございました。

